

別紙 1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については□内に×印を付すこと。）

☐ 輸 入 者

氏名

氏名

☐ 輸 出 者

氏名、国名

氏名、国名

☐ 輸入の委託者

氏名

氏名

☐ 輸出の委託者

氏名、国名

氏名、国名

(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税定率法第 4 条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
① 現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの]	
② 加 算 要 素 [同条第 1 項第 1 号から 5 号のもの（①に含まれないものに限る）]	
③ 控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第 1 条の 4 第 1 号から第 4 号のものでその額が明らかであるもの]	
④ 合 計 又 は 計 算 方 法	

(2) 関税定率法第 4 条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税定率法第 条の に基づき次のように計算する。

3. 上記 2 の適用条項及び計算方法となる理由

※記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A 4 判）に記載のうえ、添付してください。

別紙 2

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」確認書

この確認書は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	確認欄
(1) 具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。	はい ・ いいえ
(2) 照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。	はい ・ いいえ
(3) 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。	はい ・ いいえ
(4) 照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでない。	はい ・ いいえ
(5) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。	はい ・ いいえ
(6) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。	はい ・ いいえ

(注) この確認書のすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、照会の内容が次に掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、文書による回答ができないのでご留意願います（詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください。）。

- ・ 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とする。
- ・ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある。
- ・ 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められる。
- ・ 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある。
- ・ 関連する複数の取引の一部のみを照会している。
- ・ 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とする。
- ・ その他本手続による文書回答が適切でないと認められる。

照会者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	